

【公募の内容】

◇ 募集人員 1名

◇ 応募資格

- 伊那市高遠町地域内に住民登録され実際に居住している方で、令和8年4月1日現在で18歳以上の方
- 伊那市の他の審議会等の委員でない方
- 伊那市の職員及び議員でない方
- 地域づくりに意欲のある方

◇ 報酬等 費用弁償のみとし、無報酬。

◇ 任期等

- 委員の任期は2年です。（令和8年4月1日から令和10年3月31日）
- 委員は高遠町地域内に住所を有しなくなったときは、その職を失います。

◇ 会議の開催等

- 会議は必要に応じて開催します。（おおよそ2カ月に1回程度行います。）
- 会議の場所は原則として高遠町総合支所会議室で開催します。
- 会議は原則として公開します。

◇ 地域協議会の役割

- 地域協議会は地域住民及び諸団体の多様な意見の集約と調整を行い、住民と行政の協働によるまちづくりを推進します。
- 市長その他の機関から諮問されたり意見を求められたりする事項に対して、審議し答申などを行います。
- 地域協議会は地域自治区に係る重要事項について、市長に対し意見を述べることができます。
- 市長その他の機関は、上記の意見を尊重し適切な措置を講じていきます。

◇ 応募の方法

- 「高遠町地域協議会公募委員申込書」に記入して、伊那市高遠町総合支所総務課総務係までご提出ください（メール可）。申込書は伊那市公式ホームページに様式をアップしますのでご利用ください。（様式は、伊那市公式HPトップ→市政情報→協働のまちづくり→地域協議会→高遠町地域協議会にあります）
- 「行政運営に関する意見や地域協議会委員に選考された場合の抱負」をテーマとしたレポートと一緒に提出してください。（800字以内。原稿用紙2枚程度でお願いします。様式は自由です。）

◇ 選考

- 申込書並びにレポートの内容による書類選考を行います。

◇ 締め切り 令和8年2月27日（金）午後5時まで
(郵送の場合は締め切り当日の消印有効)

◇ 問い合わせ・提出先 伊那市役所 高遠町総合支所 総務課 総務係
〒396-0292 伊那市高遠町西高遠810番地1 電話94-2551
Eメール t-sou@inacity.jp

高遠町地域自治区(地方自治法による)

地 域 住 民

区長会

PTA・保護者会

各種団体

公募委員

住民の皆さんのお意見や要望

高遠町地域協議会

地域の住民及び諸団体の多様な意見の集約と調整を行う
住民と行政の協働によるまちづくりを推進する

住民 20名以内で組織し市長が委嘱する

委員の任期は2年

正副会長は委員の互選による



建議 提案

- ・地域自治区に係る重要事項について、市長に対して意見を述べることができる

審議 答申

- ・市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- ・市の事務処理に当つての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

意見聴取

- ・市の基本構想及び各種計画の策定又は変更に関する事項
- ・予算に関するもので重要と認められる事項
- ・公の施設の設置、廃止及び管理に関する事項
- ・市長が必要と認めた事項



伊那市長